

平成29年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

平成29年11月27日

生駒市教育委員会

平成29年生駒市教育委員会(第11回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第21号	平成29年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について	1~4

議案第 21 号

平成 29 年生駒市議会第 5 回（12 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 29 年 11 月 27 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について
- ・（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について



議案第 73 号

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例

生駒市立学校設置条例（平成 20 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表生駒市立高山幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 79 号

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
生駒ふるさとミュージアム
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社地域文化財研究所
大阪府東大阪市岩田町1丁目17番9号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



議案第 80 号

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業について、下記のとおり事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 6,848,322,003円
- 4 契約の相手方 生駒市谷田町808番地
株式会社生駒北学校給食サービス
代表取締役 山本徳憲
- 5 契約期間 契約の日から平成46年7月31日まで

平成29年12月7日提出

生駒市長 小紫雅史

